

厚生労働省発老 0417 第 1 号
令和 8 年 4 月 17 日

都 道 府 県 知 事
各 殿
関 係 団 体 等 の 長

厚生労働事務次官
(公印省略)

老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等
事業分)の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成 15 年 6 月 9 日厚生労働省発老第 0609001 号本職通知の別紙「老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 8 年 4 月 17 日から適用することとされたので通知する。

なお、都道府県におかれては、貴管内市町村(特別区、一部事務組合又は広域連合を含む。)に対して、貴職からこの旨通知されたい。